

静岡県競技選手ランキングにおける各年の対象期間
及びランキングの取扱いについて

1 対象期間

県競技選手ランキング規程第2条第2項の対象期間は、当該年の1月1日から12月31日とする。

【概説】

これまでは、強化合宿及び都道府県対抗の選考に使用するため、前年の9月から当年8月までとしていたが、後半の競技会は少ないことやJDSF並びに中部ブロックランキングに合わせ、解りやすい年間ランキングとするため。

2 選考等の取扱い

県競技選手ランキング規程第1条第2項の選考等の取扱いは、選考等に間に合う中間集計を利用するものとする。但し、その期限までの競技会が年間予定数の過半数に満たない場合は、前年のランキングも参考に加えることができるものとする。

3 インセンティブの付与について

競技選手の技術レベルの向上や参加意欲の向上を図るため、各競技区分ランキングの1位の選手に、翌年（1月から12月）の各競技区分の県選手権（A級戦）への出場料を免除する。

【概説】

インセンティブを付与する競技会は、県選手権A級戦（年2回）及び県ダンススポーツマスターズ選手権の各区分のA級戦（区分名称をマスターズI選手権、マスターズII選手権・・・と称する）とする。

インセンティブの付与は、R3のランキングによりR4の競技会から適用する。

この取扱いは、令和3年1月1日から適用する。